

台風 15 号・19 号及び 10 月 25 日の大雨により、農業用ハウス等に被害を受けた生産者の皆さまへ

農業用施設等の復旧・補強に係る要望調査を実施中です。支援事業の活用をお考えで、まだ御相談をされていない方は、県農業事務所・市町村の農政担当課に至急御相談ください。

※市町村ごとに要望調査の期間が違います※
 (参考) 市町村から県への締切：令和2年1月21日(火)

○以下の内容が追加になりました。

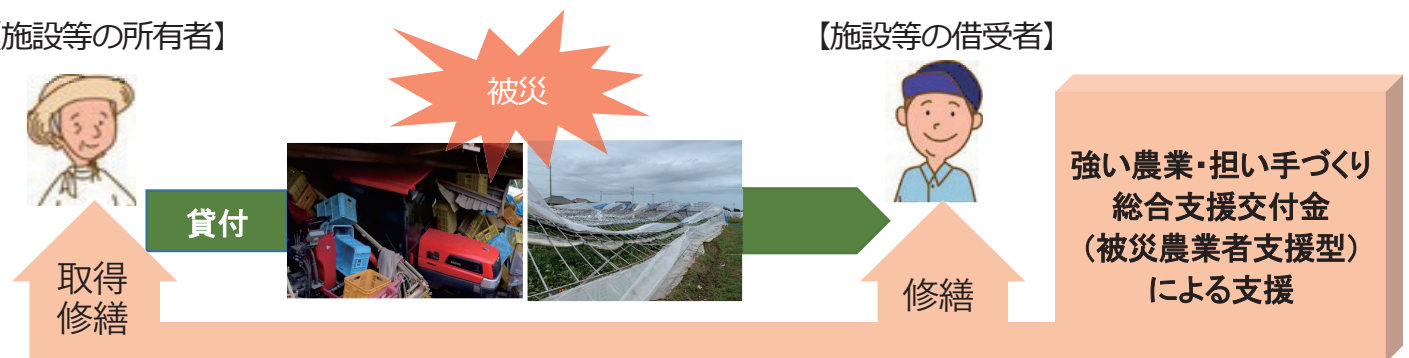
①貸していた又は借りていた農業用機械・施設の復旧が支援対象になりました。

	修繕	取得・再建
対象	被災当時の所有者 又は借受者	被災当時の所有者

〔貸借施設等の支援イメージ〕

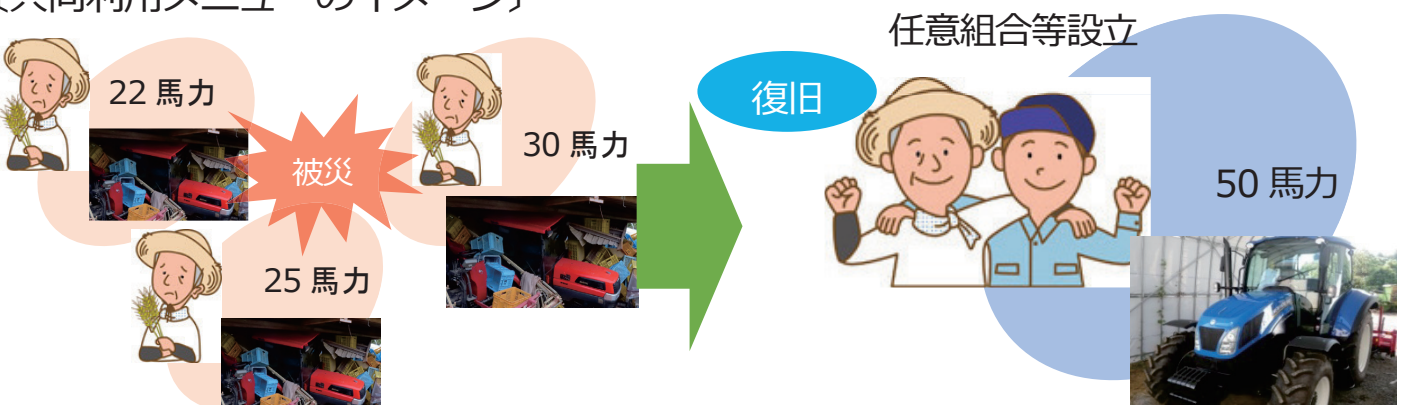
【施設等の所有者】

【施設等の借受者】



②被災農業者が共同で利用する農業用機械等 (園芸施設共済の加入対象施設以外の機械・施設) の取得が支援対象になりました。

〔共同利用メニューのイメージ〕



事業の詳細は以下のとおりです。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

1 農業用施設や機械の復旧（再建・修繕及び撤去）〈被災農業者支援型〉

今回の追加内容はこちらに含まれます。

- [補助対象] 農業用ハウス、果樹棚（多目的防災網）、畜舎、農機具格納庫、農業用機械など
- [補助率] 9/10^{*1}（国 3/10～5/10^{*1}、県 2/10～4/10^{*2}、市町村 2/10）
また、撤去の助成額は施設の種類ごとに上限が定められています。
（例：パイプハウス 290 円/m²×補助率）
- ※1 施設の状況により補助率が変わる場合があります。
※2 県の補助は事業費 20 万円以上が対象です。
- [対象者] 農業経営を継続しようとする農業者

2 農業用ハウス等の補強 〈地域担い手育成支援タイプ〉

- [補助対象] 復旧に併せてハウス等を補強するための経費（事業費 50 万円以上）
- [補助率] 1/2 上限額 500 万円
- [対象者] 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

農業用施設等の復旧・補強以外にも、台風等による被害でお困りのことがある生産者の方は、県農業事務所に御相談ください。

県農業事務所【企画振興課】電話番号 ※おかけ間違いの無いようお気を付けてください。

千葉農業事務所 043-300-1985	山武農業事務所 0475-54-1122
東葛飾農業事務所 04-7143-4121	長生農業事務所 0475-22-1751
印旛農業事務所 043-483-1129	夷隅農業事務所 0470-82-4956
香取農業事務所 0478-52-9192	安房農業事務所 0470-22-7131
海匝農業事務所 0479-62-0156	君津農業事務所 0438-25-0107

県農林水産政策課 電話番号 ※おかけ間違いの無いようお気を付けてください。

政策室 043-223-2807

※ その他の事業などは県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/nousaigaisien/r1saigaisien.html>



千葉県農林水産部

表面もご覧ください